OPクレジット (ICB) 会員規約・規定集 新旧対照表

※「改定前」欄の下線部分は、削除となった箇所です。

同様に、「改定後」欄の赤字下線部分は、改定または追記となった箇所です。※小田急グループ各社の掲載順序変更は除く。

改定前(2022年4月版)

改定後(2023年3月版)

第1条(会員)

1~2.略

3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で「<u>家族</u>カード」として定義されるものをいいます。以下<u>本条において</u>同じです。)を使用して、本規約に基づくクレジットカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下あわせて「金融サービス」といいます。)ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下同じです。)を行う一切の権限(以下「本代理権」といいます。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第40条第4項所定の方法により家族会員によるクレジットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできないものとします。

4~9. 略

第1条(会員)

1~2.略

3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいいます。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じです。)を使用して、本規約に基づくクレジットカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング(第22条に定めるものをいいます。以下同じ。)、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下あわせて「金融サービス」といいます。)ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じです。)を行う一切の権限(以下「本代理権」といいます。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第40条第4項所定の方法により家族会員によるクレジットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできないものとします。

4~9. 略

第2条(カードの貸与およびカード管理)

1~2.略

3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人にカードを貸与・預託・譲渡・担保提供・寄託その他の処分をなすことや、他人にカード情報を預託もしくは利用させることはできません。

4. 略

第2条(カードの貸与およびカード管理)

1~2.略

3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理しなければなりません。また、カード<u>およびカード情報</u>は、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人にカードを貸与・預託・譲渡・担保提供・寄託その他の処分をなすことや、他人にカード情報を預託もしくは利用させることはできません。

	4. 略
	1
第5条(付帯サービス)	第5条(付帯サービス)
1~3.略	1~3.略
	4.会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス(「MyJCB」
	「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。)の登録を行うことによりWEBサ
	ービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を
	利用することができません。本会員は、入会時または入会後遅滞なく、当社が別途定める
	規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当社所定の手続きをと
	り、また当該登録を維持するよう努めるものとします。
<u>4</u> .略	<u>5</u> .略
第9条(届出事項の変更)	第9条(届出事項の変更)
1. 会員は、会員が両社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・カードの利用	1.会員は、会員が両社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・カードの利用目
目的・第35条に定める支払い口座・暗証番号・家族会員等(以下「届出事項」といい	的・第35条に定める支払い口座・暗証番号・家族会員 <u>、Eメールアドレス</u> 等(以下「届出
ます。)について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出	事項」といいます。)について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社
<u>るものとします。</u>	に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容(変更に関す
	る内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければな
	<u> </u>
2~3.略	2~3.略
第10条(取引時確認等)	第10条(取引時確認等)
略	<u>1.</u> 略
	2.両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関す
	る具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求
	める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または
	遅延してはならないものとします。

(新設)

第10条の3(マネー・ローンダリング等の禁止)

会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等をすること、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為 (以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。)を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第12条(個人情報の収集、保有、利用、預託、提供)

1.略

(1)①~⑨ 略

(2)略

①略

②当社もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業、その他の当社もしくはJCBまたは両社の事業(当社またはJCBの定款記載の事業をいいます。以下総称して「両社の事業」といいます。)における取引上の判断(会員等による加盟店(本号④(ウ)、(エ)に定めるものをいいます。)申し込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含みます。)

③~⑤ 略

(3)~(7) 略

2. 略

第12条(個人情報の収集、保有、利用、預託、提供)

1.略

(1)①~9 略

(2)略

①略

②当社もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業、その他の当社もしくはJCBまたは 両社の事業 (当社またはJCBの定款記載の事業をいいます。以下総称して「両社 の事業」といいます。) における取引上の判断 (会員等による加盟店 (本号④ (ウ)、(エ)に定めるものをいいます。) 申し込み審査および会員等の家族また は親族との取引上の判断を含みます。)

③~⑤ 略

(3)~(7) 略

2. 略

第13条(個人信用情報機関の利用および登録)

1.略

(1)本会員等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」といいます。) および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。) に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用されること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報

第13条(個人信用情報機関の利用および登録)

1.略

(1)本会員等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関 (以下「加盟個人信用情報機関」といいます。) および当該機関と提携する個人信 用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。) に照会し、本会員等の 個人情報が登録されている場合にはこれを利用されること。なお、登録されている個人 情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情 を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情 報等、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登 機関のそれぞれが収集し登録した情報を含みます。

(2)~(3)略

2~3.略

録した情報を含みます。

(2)~(3)略

2~3.略

第22条(ショッピングの利用)

1~2.略

3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引、その他当社またはJCBが特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード<u>情報</u>等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

4~6.略

7.(1)~(3)略

- (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。
- 8.当社は、約定支払額(第35条に定めるものをいいます。)が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社またはJCBに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカード(当社、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が発行する所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含みます。以下同じです。)の利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用をお断りすることがあります。

9~11.略

第22条(ショッピングの利用)

1~2.略

3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引、その他当社またはJCBが特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

4~6.略

7.(1)~(3)略

(4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure (TM) 利用者 規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。 申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを 誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。

8~10.略

第23条(立替払いの委託等)

1.略

第23条(立替払いの委託等)

1. 略

2.前項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議な〈承諾するものとします。

3. 略

第25条(ショッピング利用代金の支払区分)

1. 略

2.前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金・カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。

(1)~(2)略

第28条(ショッピング分割払い)

1~3. 略

4.ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第1項ないし前項の規定に従い、残額を当社所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定されなかったものとして取扱うこととします。第23条に定める<u>債務譲渡または</u>立替払い手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。

5.略

2. 略

第25条(ショッピング利用代金の支払区分)

1. 略

2.前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の 支払区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに指定することができます。会員 は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いず れの場合でも、一部の電子マネーの入金・カードの付帯サービス料金その他当社が指定す るものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回 払いのみの指定となります。

(1)~(2)略

第28条(ショッピング分割払い)

1~3. 略

4.ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の 半額を第1項ないし前項の規定に従い、残額を当社所定の方法によりボーナス月(1月お よび8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日 にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払い を指定されなかったものとして取扱うこととします。第23条に定める立替払い手続きの遅延 その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場 合についても同様とします。

5.略

第30条(会員と加盟店との間の紛議等)

第30条(会員と加盟店との間の紛議等)

1~2. 略	1~2. 略
3. 略	3. 略
(1)略	(1)略
(2)商品等に破損・汚損・故障その他の瑕疵があること	(2)商品等に破損・汚損・故障があるなど会員と加盟店との間の契約の内容に適合しない
	こと
(3)略	(3)略
4~7. 略	4~7. 略
第31条(キャッシング1回払い)	第31条(キャッシング1回払い)
1~6. 略	1~6. 略
7.JCBは、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社または	
JCBに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他	
会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシング1回	
払いの利用が適当でないと判断した場合には、新たなキャッシング1回払いの利用を中	
止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会	
員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、JCBが定める一定の期間内に	
おいて継続して利用を中止する場合があります。	
<u>8</u> .略	
	<u>7</u> .略
第32条(海外キャッシング1回払い)	第32条(海外キャッシング1回払い)
1~2.略	1~2.略
3.会員は、前条第1項に定める方法のほか、JCB所定の方法により、国外の金融機関等	3.会員は、前条第1項に定める方法のほか、JCB所定の方法により、国外の金融機関 <mark>やそ</mark>
の窓口において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング	<u>の他の店舗</u> 等の窓口 <u>等</u> において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海
1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表いたしま	外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途
す。	公表いたします。
4.略	4.略
5.会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項 <u>、第7項</u> および第	5.会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項および第 <mark>7</mark> 項の定め

8項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。

6. 略

7.前項にかかわらず、会員がCD・ATMまたは本条第3項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて(この通貨のことを、以下「提示通貨」といいます。)、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM保有会社または金融機関等(以下総称して「ATM保有会社等」といいます。)と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件(この場合に適用される換算レートは、ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第35条第6項は適用されません。)に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。

(1)~(2)略

が適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。

6. 略

7.前項にかかわらず、会員がCD・ATMまたは本条第3項に定める金融機関等の窓口等において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて(この通貨のことを、以下「提示通貨」といいます。)、会員が提示通貨建の金額で海外キャッシング1回払いを利用する旨の操作を行い、または当該意思を示した場合には、CD・ATM保有会社または金融機関等(以下総称して「ATM保有会社等」といいます。)と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件(この場合に適用される換算レートは、ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第35条第6項は適用されません。)に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。

(1)~(2)略

第33条(キャッシングリボ払い)

1~6.略

7.JCBは、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社または JCBに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他 会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ 払いの利用が適当でないと判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用 を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本 会員の当該延滞に係るその後の支払いの状況にかかわらず、JCBが定める一定の期間 内において継続して利用を中止する場合があります。

8.第31条第8項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。

第33条(キャッシングリボ払い)

1~6.略

7.第31条第7項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。

第35条(約定支払日と口座振替)

1.本会員が当社またはJCBに支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および 年会費等本規約に基づく債務の支払期日は毎月10日(当日が金融機関等休業日 の場合は翌営業日)とします(本規約において「約定支払日」といいます。)。本会員 は、約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」といいます。)を、予め本会員

第35条(約定支払日と口座振替)

1.本会員が当社またはJCBに支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく債務の支払期日は毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)とします(本規約において「約定支払日」といいます。)。本会員は、約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」といいます。)を、予め本会員が届け

が届け出た金融機関の預金口座等(以下「支払い口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日に支払わなければならないことや、本会員の当社またはJCBに対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社またはJCBが特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。)により支払わなければならないことがあります。

なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、当社またはJCBは、支払い口 座が開設されている金融機関等との約定に基づき、当該約定支払日以降の日に約定 支払額の全額または一部につき口座振替できるものとします。

2~8.略

第36条(明細)

1.当社またはJCBは、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い利用残高・ショッピング分割払い利用残高(ショッピングスキップ払い利用残高を含みます。)およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」といいます。)を約定支払日の当月初め頃、当社所定の方法により、本会員に通知します。なお、第25条第2項第2号に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を再通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を省略することがあります。

出た金融機関の預金口座等(以下「支払い口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日に支払わなければならないことや、本会員の当社またはJCBに対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社またはJCBが特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。)により支払わなければならないことがあります。

なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、当社またはJCBは、支払い口座が開設されている金融機関等との約定に基づき、当該約定支払日以降の日に約定支払額の全額または一部につき口座振替できるものとします。

2~8.略

第36条(明細)

- 1.当社またはJCBは、「MyJCB」および「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細(以下「明細」といいます。)を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに(なお、第25条第2項第2号に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに)、明細の内容が確定した旨の通知(以下「明細確定通知」という。)を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。
- 2.当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJCB」および「MyJチェック」に 登録していない場合には、前項に代えて、明細書(明細を書面化したものをいう。以下同 じ。)を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希 望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送 付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を 行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し

	<u>.</u>
	明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」という。)として当社
	が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に(ただし、当社所定の事由に該当した
	場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。)支払うものとします。ただし、
	当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わない
	ものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する
	場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。
	3.当社が本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき
	明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカ
	-ド利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三
	者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それら
	の事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。
<u>2~3.</u> 略	<u>4~5.</u> 略
第39条 (期限の利益の喪失)	第39条(期限の利益の喪失)
1.略	1.略
2.略	2.略
(1)~(2)略	(1)~(2)略
(3) <u>次条</u> 第3項(1)、(4)、(6)の事由に基づき会員資格を失ったとき	(3) <u>第40条</u> 第3項(1)、(4)、(6)、(4)または(15)の事由に基づき会員資格を失ったとき
(3) <u>次条</u> 第3項(1)、(4)、(6)の事由に基づき会員資格を失ったとき (4)~(5)略	(3) <mark>第40条</mark> 第3項(1)、(4)、(6) <u>、(4)または(い</u> の事由に基づき会員資格を失ったとき (4)~(5)略
 (4)~(5)略	(4)~(5)略
 (4)~(5)略	(4)~(5)略
	(4)~(5)略 3.略
	(4)~(5)略 3. 略 第39条の2 (取引の制限等)
	(4)~(5)略 3. 略 第39条の2 (取引の制限等) 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード
	(4)~(5)略 3. 略 第39条の2 (取引の制限等) 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード 利用 (ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ
	(4)~(5)略 3. 略 第39条の2 (取引の制限等) 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード 利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ 払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合がありま
	(4)~(5)略 3. 略 第39条の2 (取引の制限等) 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が必要と判断する期間、会員のカード 利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ 払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状

(2)前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード 利用が適当でないと当社が判断した場合

(3)会員が第10条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると当社が判断した場合

(4)会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第10条第 2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わ なかった場合

(5)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会 員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合

第40条(退会および会員資格の喪失等)

1~2.略

3.会員((2)または(2)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(4)、(5)、(6)、(9)、(10)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含みます。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)、(7)、(8)においては当然に、(4)においては相当期間を定めた当社またはJCBからの通知、催告後に是正されない場合、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)においては当社またはJCBが会員資格の喪失を通知したときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を失った場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき両社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1)~(10) 略

第40条(退会および会員資格の喪失等)

1~2.略

(1)~(10) 略

(11)会員が自らまたは第三者を利用して、当社、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員(以下、総称して「役職員」という。) に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。

①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求

②長時間にわたる時間的拘束(電話によるものを含む。)、同じ趣旨の言動を繰り返

(11) 略

(12) 略

4~6.略

7.当社またはJCBは、本条第3項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしく は違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基 づき認めたときには、カードの利用をお断りすることができるものとします。

第41条 (カードの紛失・盗難による責任の区分)

- 1.カード<u>の</u>紛失<u>・</u>盗難等により、他人にカードを使用された場合に<u>は、そのカードの</u>利用代金は本会員の負担とします。
- 2.前項にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の 警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、 当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日の60日前以降発生した他人による カードの使用により生じた損害については、その負担を免除します。ただし、次のいずれか に該当するときは、利用代金の支払いは免除されないものとします。

す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の 要求

- ③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為
- ④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求
- ⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するため の手段・態様が社会通念上不相当な行為

(12) 略

(13) 略

(4)会員が第10条の3に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1 項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第10条第2項に基づく両社 の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。

(1)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。

4~6.略

第41条(カードの紛失・盗難による責任の区分)

- 1.カードを紛失し、または盗難もしくは詐欺等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合 (モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。
- 2.前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合(紛失または盗難による場合をいう。)、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により両社所定の紛失・盗難届を当社に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社

- (1) 略
- (2)会員の家族・同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき

- (3)会員<u>またはその法定代理人</u>の故意<u>もしくは重大な過失</u>または<u>法令違反</u>によって紛失・盗難が生じたとき
- (4)紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
- (5)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の 調査に協力を拒んだとき

<u>(6)</u>カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたとき(第7条第4項ただし書きの場合を除きます。

- が通知を受けた日の60日前以降<u>に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたも</u>のにかかるカード利用代金を免除します。
- 3.会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と 面識のある者である場合(ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。)には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
- 4.第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会 員は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。
 - (1) 略
 - (2)会員の家族もしくは親族(同居の有無を問わない。)・同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者(以下「会員関係者」という。)がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
 - (3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき
 - (4)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB 等の行う被害状況の調査 (詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに 限らない。) に協力しなかったとき
 - (5)第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本 項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または 重要事項を告知していなかったとき。
 - (6)会員が第3項に違反したとき。
 - (7)カードまたはカード番号等の利用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認 証情報(各種のパスワード等をいう。以下同じ。)が使用されたとき(ただし、暗証番 号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を

	70+++)
	除きます。)
(7)戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき 	(<u>8)</u> 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失 <u>または</u> 盗難が生じたとき
<u>(8)</u> 略	(<u>9)</u> 略
(新設)	第41条の2 (カード番号等の不正利用)
	1.カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等(以下「紛失・盗難等」という。)された
	ことにより、他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録す
	るなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)、それらのカード
	利用代金は本会員の負担とします。
	2.前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他
	人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに(ただし、直
	ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当
	社またはJCBに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社またはJCBの請求に
	より両社所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当
	該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める
	「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。
	3.他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の
	(1)(2)のうちいずれか早い方の日(なお、日にちを特定するに当たっては、第9条(届出事
	項の変更)第3項が適用されるものとする。)から60日以内に、会員が前項に基づき当社ま
	たはJCBに対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免
	ー 責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	の記載にかかる明細を基準とはしません。
	(1)当社が明細確定通知を本会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日
	(2)当社が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届
	出住所に到達した日
	4.会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が
	す。女良は、ルード番与寺で盗収DUNはiFAXUに他人、またはルード番与寺で使用Uた他人か

- 会員と面識のある者である場合(ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担 する場合を除く。)には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当 社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
- 5.第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除 されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。
- (1)会員が第2条に違反したとき。
- (2)会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。
- (3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。
- (4)会員が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等 の行う被害状況の調査 (詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限ら ない。) に協力しなかったとき。
- (5)第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類も しくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していな かったとき。
- (6)会員が第4項に違反したとき。
- (7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき(ただし、認証情報の管理 につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。)。
- (8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、・盗難等が生じたとき。
- (9)その他本規約に違反している状況において、紛失、・盗難等が生じたとき。
- 6.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。
- 7.当社は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の 要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合には、原則とし て3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の 利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表

	のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対し て事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。
くご相談窓口>	くご相談窓口>
1. 略	1. 略
2. 略	2. 略
小田急電鉄株式会社	小田急電鉄株式会社
 〒160-8309 東京都新宿区西新宿1-8-3	〒243-0489 神奈川県海老名市めぐみ町2-2
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	
♦ 0422-72-0030	
(9:00~17:00 年末年始を除き年中無休)	(9:00~17:00 年末年始を除き年中無休)
3. 略	3. 略
小田急電鉄株式会社 小田急カードお客さま相談担当	小田急電鉄株式会社 小田急カードお客さま相談担当
〒160-8309 東京都新宿区西新宿1-8-3	〒243-0489 神奈川県海老名市めぐみ町2-2
	€ 03-3349-9931
(10:00~17:00 年末年始を除く平日)	(10:00~17:00 年末年始を除く平日)
4. 略	4. 略
<登録情報および登録期間>	<登録情報および登録期間>
 略	略
※ 略	※ 略
※上表の他、CICについては、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関す	※上表の他、CIC <mark>およびJICC</mark> については、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗
る調査期間中登録されます。	弁に関する調査期間中登録されます。
※ 略	※ 略

マキャッシングサービスのご案内> 略 取扱会社:株式会社ジェーシービー 〈登録番号:関東財務局長(1) 第00183号> 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア 0422-76-1700 〈日本貸金業協会会員 第002442号>

<キャッシングサービスのご案内>

略

取扱会社:株式会社ジェーシービー

<登録番号:関東財務局長 第00183号>

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

0422-76-1700

<日本貸金業協会会員 第002442号>

<繰上返済方法>

- ※ 略
- ※全額繰上返済の場合、~
- ※一部繰上返済の場合、~
- ※海外キャッシング1回払いについては、国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の 都合上、海外キャッシング1回払いのご利用日から、JCBに売上票が到着する日まで日数 がかかる場合があります。この場合、JCBに売上票が到着するまで、本会員は繰上返済す ることができません。

<繰上返済方法>

- ※ 略
- ※全額繰上返済の場合、~
- ※一部繰上返済の場合、~
- ※金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・ 売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません(キャッシング振込 サービスの場合を含みます。)。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。
- ※持参によるご返済は受付できる営業所・時間等の制限がございますので、事前にご相談窓口 にお問い合わせください。

小田急ポイントサービス特約

第2条(カードの利用特典)

- (1) 略
 - ①お買上げ・ご利用ポイント

ア〜ウ.略

②クレジットご利用ポイント

ア〜ウ.略

※ 略

※JAL カード OP クレジット会員は、②のクレジットご利用ポイントは付与されません。

小田急ポイントサービス特約

第2条(カードの利用特典)

- (1) 略
 - ①お買上げ・ご利用ポイント

ア〜ウ. 略

②クレジットご利用ポイント

ア〜ウ.略

※ 略

※JAL カード OP クレジット会員は、一部のご利用分のみ②のクレジットご利用ポイント

③ 略

(2) 略

が付与されます。

③ 略

(2) 略

小田急ポイントサービス特約

第5条(OPカードWEBサービス等)

(1)OPカードWEBサービス

会員は、小田急ポイントカードウェブサイト(https://www.odakyu-card.jp)において、ポイントの確認その他当社所定のサービスを受けることができます。なお、かかるサービスは当社所定の「OPカードWEBサービス利用規約」に従うものとします。

(2)ポイント照会

<u>前項のほか、小田急ポイントアプリや、</u>小田急カード専用デスク(0422-72-0030)にてポイントを確認できます。また、加盟店によっては、お買い上げレシートやポイント照会機にて確認できるものもあります。

小田急ポイントサービス特約

第5条(ポイント照会)

削除

会員は、当社所定のウェブサイトやスマートフォンアプリ、小田急カード専用デスク(0422-72-003 0)にてポイントを確認できます。また、加盟店によっては、お買い上げレシートやポイント照会機にて確認できるものもあります。

小田急ポイントカード特約

《小田急グループ》

小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道㈱、江ノ島電鉄㈱、箱根登山バス㈱、神奈川中央交通㈱、小田急バス㈱、立川バス㈱、東海自動車㈱、小田急箱根高速バス㈱、㈱江ノ電バス、神奈川中央交通東㈱、神奈川中央交通西㈱、神奈中観光㈱、小田急シティバス㈱、㈱東海バス、小田急交通㈱、箱根登山バイヤー㈱、神奈中タクシー㈱、㈱海老名相中、㈱厚木相中、川崎交通産業㈱、新立川交通㈱、伊豆急東海タクシー㈱、小田急交通南多摩㈱、私鉄協同無線センター㈱、箱根観光船㈱、箱根ロープウェイ㈱、大山観光電鉄㈱、富士汽船㈱、小田急箱根ホールディングス㈱、東海輸送㈱、小田急オートサービス㈱、㈱小田急百貨店、小田急商事㈱、㈱北欧トーキョー、江ノ電エリアサービス㈱、㈱神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売㈱、神奈中相模ヤナセ㈱、㈱小田急友の会、㈱白鳩、小田急食品(㈱、小田急不動産(㈱、㈱小田急ハウジング、Odakyu Australia Pty Ltd.、㈱小田急 SC ディベロップメント、箱根施設開発㈱、Odakyu Lanka Pvt Ltd.、M.S.B.R Land Holding Pvt Ltd.、Odakyu USA Inc.、㈱小田急リゾーツ、(㈱ホテル小田急、(㈱ホテル小田急サザンタワー、箱根プレザント(㈱、(㈱グランドホテル神奈中、U

小田急ポイントカード特約

《小田急グループ》

 DS(株)、沖縄UDS(株)、誉都思建筑咨询(北京)有限公司、誉都思酒店管理(北京)有限公司、韓国UDS(株)、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、GIRAUD RESTAURANTS ASIA(CAMBODIA)CO.,LTD.、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輌工業(株)、(株)東海車輌サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、(株)オリエントサービス、東海綜合警備保障(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)フラッグスビジョン、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)ヒューマニックホールディングス、(株)ヒューマニック、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ

ローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、GIRAUD RESTAURANTS ASIA(CAMBODIA)CO.,LTD.、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輌工業(株)、(株)東海車輌サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、(株)オリエントサービス、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)フラッグスビジョン、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)ヒューマニックホールディングス、(株)ヒューマニック、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ

計 93 社 2021年11月30日現在

計86社 2022年12月1日現在